

公認審議等に関する審議会規約

第1章 総則

第1条【名称】

本会議は公認問題審議会と称する。

第2条【目的】

本会議は、「中央大学学友会規約第二十五条（以下「学友会規約」という）により学友会内における各部の設立、七連盟（学術連盟、文化連盟、学芸連盟、体育連盟、体育同好会連盟、学友連盟、理工連盟）に於ける公認、部会名変更、併合、停止、及び廃止等に関する重要事項を審議する。ただし、学友会規約第四十五条に定める事項については、本会議の審議事項としない。

第3条【規約の適応】

本規約に明記されていない事項に関しては学友会規約を適用する。学友会規約にないものについては、適時本会議がその是非を決定する。

第4条【決定】

本会議において審議された事項は、連絡協議会の審議を経て、中央委員会において決定するものとする。

第2章 組織

第5条【委員】

本会議は次の各号の委員 16 名をもって組織する。

- 一、学術連盟、文化連盟、学芸連盟、体育連盟、体育同好会連盟、学友連盟、理工連盟の各連盟より選出された各 2 名の委員。
- 二、連盟会議議長及び副議長の 2 名

第6条【議長、副議長】

本会議議長、副議長として連盟会議議長、副議長がこれにあたる。

第7条【任期】

委員の任期は 1 学年とする。但し重任を妨げない。

第8条【委員の補充】

委員が任期中欠員となった場合はこれを補充することができる。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条【招集】

本会議は議長が毎月 1 回招集する。また、各連盟、学友会総支部より要請があった場合は、議長は、2 週間以内に招集しなければならない。

第3章 議事

第10条【成立】

本審議会は各連盟代表委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。但し、出席の過半数を委任が占めた場合はその成立を認めない。

第 11 条【議決】

議事は出席各連盟代表委員の過半数をもって決する。ただし、委任による票決はこれを認めない。

2. 議長及び副議長は議決権を有しない。
3. 可否同数の場合は否決とする。

第 4 章 設立

第 12 条【設立】

学友会会員が学友会内に部会設立を申請する場合は、10 人以上の発起人をもって次の各号の書類（部会設立申請書）を学友会総務部を経由し、本会議に提出することを必要とする。

- 一 設立趣意書（部会設立の目的）
- 二 発起人署名捺印
- 三 顧問推薦状及び承諾書
- 四 役員名簿
- 五 部会の規約
- 六 部会名簿
- 七 部会費、入部会金の徴収の有無及びその金額
- 八 部会申請年度の予算書
- 九 主要行事予定表
- 十 既存同系部会との相違及びその名称と内容の説明
- 十一 学内外との他団体との関連の有無及びその名称と内容の説明

以上の書類は、学友会規則に準拠し、かつ次の各号の条件を満たしていなければならない。

- 一 部会員が中央大学学友会会員で構成されていること。
- 二 個人に帰属する利益を、部会設立趣意ならびに活動の目的としないこと。
- 三 設立申請書を完備していること。
- 四 全ての発起人が学友会会員によって構成されていること。
- 五 正常かつ継続的に部会の活動を行える規約を有していること。
- 六 学友会内に於ける同系部会と設立審議中の同系部会との明確な相違を有していること。
- 七 学友会内にある既存部会及び設立審議中の部会名を使用していないこと。
- 八 発起人が他の部会の発起人と同一でないこと。
- 九 活動内容と関連のある部会名を使用すること。

第 13 条【設立申請の変更】

審議中の部会設立申請書に訂正又は変更があった場合は速やかに学友会総務部を経由して本会議に報告し、その審議を受けなければならない。

第 14 条【不適格の場合の次回の申請】

本会議の設立審議において設立が不適格とされた部会はその審議結果の報告がなされた時点から 1 回目の 4 月 1 日より可能とする。

第 15 条【設立後の義務】

設立を認められた部会は、毎年度の 4 月中の定められた期日までに、所定の部会活動報告書を学友会総務部へ提出しなければならない

提出した部会活動報告書に変更があった場合は、速やかに学友会総務部へ届けなければならない。但し、部会の設立趣意、規約に変更があった場合は学友会総務部を経由して、本会議の審議を受けるものとする。

所定の期日までに部会活動報告書の提出がなかった部会は、活動を休止しているものと看做す。

所定の期日後 100 日以内であれば遅延理由書を添えて部会活動報告書を提出し、その遅延理由書を本会議において審議する。100 日経過しても提出のなかった部会は、当該年度の活動を停止とする。

第 5 章 公認

第 16 条【公認申請】

学友会に加入後 4 年を経過した部会は次の各号の書類（部会公認申請書）を、学友会総務部を経由して本会議に提出し公認審議を受けることができる。

公認申請趣意書

部会長推薦状及び承諾書

役員名簿

部会の規約

部会員名簿

部会費、入部会金の徴収の有無及びその金額

公認申請年度までの予算書

申請時までの決算書

申請時までの経過と活動状況についての報告

申請時までの主要行事予定表

既存同系部会との相違及びその関係の説明

学内外との他団体との関係の有無及びその名称と内容の説明

以上の書類は、学友会規約に準拠し、かつ次の各号の条件を満たしていなければならない。

部会員が中央大学学友会会員で構成されていること。

個人に帰属する利益を追求を部会設立趣意ならびに活動の目的としないこと。

部会公認申請書を完備していること。

正常かつ継続的に活動できる規約を有していること。

学友会内における同系部会と審議中の同系部会との明確な相違を有していること。

部会が、学友会より受ける権利を学友会会員に対して還元する方途を持ち得ていること。

第 17 条【公認申請の変更】

部会の公認申請趣意、規約に変更があった場合は、速やかに学友会総務部を経由して本会議に報告しその審議を受けなければならない。

第 18 条【公認審議の規制】

本会議の公認審議において公認不適格とされた部会の次回の公認申請は、その審議結果の報告がなされ

た時点から二回目の四月一日より可能とする。

第 19 条 【公認後の義務】

公認を認められた部会は、毎年度四月中の定められた期日までに、所定の部会活動報告書(会計帳簿類)を学友会総務部へ提出しなければならない。

提出した部会活動報告書に変更があった場合は、速やかに学友会総務部へ届け出さなければならない。但し、部会の公認趣意、規約に変更があった場合は学友会総務部を経由して、本会議の審議をうけるものとする。

所定の期日後一〇〇日以内であれば遅延理由書を添えて部会活動報告書および決算書を提出した場合は、その遅延理由書を本会議において審議する。一〇〇日経過しても提出のなかった部会は、当該年度の活動を停止する。

第 6 章 併合

第 20 条 【併合】

複数の部会が統合し、単一部会に併合する場合は、所定の書類を学友会総務部に經由して本会議に提出し、審議を受けなければならない。

併合は活動目的・内容が類似している公認部会間においてのみこれを認める。

併合は本会議の公認基準および併合後所属する連盟の公認基準を満たしていることを必要とする。

併合は異なる連盟に所属する部会間においてもこれを認める。

併合後に所属する連盟は、併合前の部会が所属する連盟のうちの一つのとする。

第 21 条 【併合後の名称】

併合後の部会名に関しては設立申請時の基準に準じる。

併合前の部会名のうち一つを使用することを認める。

第 22 条 【併合の権益】

併合以前の部会の予算・負債・器具備品・権利義務などは併合後の部会のものである。但し、部会室については

第三四条の定めによる。

第 23 条 【併合後の継承権】

併合後に落ちては併合前の部会の継承権は何人もこれを有しない。また本会議の決議以前であれば申請を取り下げることが認められるが、本会議の決議後の申請の取り下げ、併合に対する異議申し立てなどは認められない。

第 7 章 分割

第 24 条 【分割】

部会の分割は、原則としてこれを認めない。

第 8 章 分会

第 25 条【分会】

部会の分会は、原則としてこれを認めない。

第 9 章 活動停止

第 26 条【活動停止】

第一五条四項および

第一九条四項における活動停止は書類提出期限を一〇〇日経過したときより開始される

第 27 条【活動停止中の予算】

活動停止中は、学友会予算の支払いは認められない。

第 28 条【活動停止の解除】

活動が決定した部会は、活動停止が決定した時よりその年度の三月三十一日まで活同定しに対する異義申し立てができる。

活動停止に対する異義申し立てには以下の各号の書類を学友会総務部を經由し、本会議の審議を受けることを必要とする。

- 一、部会活動報告書、会計帳簿
- 二、活動停止に至った理由説明書
- 三、今後の活動方針

活動停止に対する異義申し立てが認められた部会は、当該年度の会計帳簿を学友会総務部より受領したときをもって、停止の解除とする。但し、異義申し立てが認められたときより二週間を過ぎたときは、本審議会の再審議を必要とする。

本条一項の異義申し立てまたは三項における再審議において活動再開が否決された部会は、廃止の対象となる。

第 10 章 廃止・解散

第 29 条

次の各号の条件に該当する場合は当該部会を廃止する。

部会活動報告書、会計帳簿の提出を悪意、重過失により怠った場合

学友会会計施行規則に逸脱した帳簿作成、学友会の趣旨より逸脱した会計支出が判明した場合

部会公認申請書又は部会公認申請書の変更があったにもかかわらず、悪意、重過失により本会議に報告をしなかった場合

部会に学友会会員が存在しなくなった場合

全部会員の同意に基づき、解散の決議があった場合

第一五条四項及び第一九条四項に定める活動停止部会で、第二八条四項の廃止対象となった場合、ならびに書類を提出しなかった場合

第 30 条【廃止対象の公示】

第二九条の各号に該当する部会が判明した場合は、その部会名及び廃止対象の理由、異義申し立て可能期間を六〇日間公示しなくてはならない。

第 31 条【廃止対象部会の異義申し立て】

第二九条の各号に該当する部会は公示がなされたときより一八〇日間異義申し立てをすることができる。ただし、異義申し立てに関する本会議の審議期間中は、その権利は消滅しない。

異義申し立てには、以下の各号の書類を、学友会総務部を經由して本会議に提出し、その審議を受けることを必要とする。

- 一、活動状況についての報告書
- 二、部会員名簿
- 三、部会長推薦状及び承諾書
- 四、部会の規約
- 五、廃止該当要件に該当した理由説明書

第二九条の五号における廃止対象の決定には異義申し立てを認めない。

第 32 条【部会の廃止】

部会の廃止は本会議において決定する。

第 33 条【廃止部会の権益及び継承】

廃止した部会の予算、負債、機器備品権利義務などは、公認部会においては所属連盟、未公認部会においては連盟会議のものとする。ただし、部会室については第三四条の定めによる。

廃止した部会の継承権は何人もこれを有しない。また廃止にたいする異義申し立てはこれを認めない。

第 34 条【廃止部会の部会室】

部室の併合、廃止により開いたサークル党内の部会室の使用については、連盟会議で調整し、連絡協議会の了承により決定する。

第 11 章 部会名変更

第 35 条【部会名変更】

公認部会及び未公認部会は以下の各号の条件の範囲内で部会名の変更をすることができる。

- 一、学友会内における既存部会及び設立審議の部会との混同を招く恐れのある部会名を使用しないこと。
- 二、変更後の部会名が変更前の部会名と本質的な活動内容の変更を生じない程度のものであること。

部会名変更の手続きについては、細則にこれを定める。

第 12 章 補則

第 32 条（改正）

本会議規約の改正は、連盟会議の承認を得なければならない。

附則

この規約は、一九九八年四月一日から施行する。